

## 令和5年度処遇改善交付金の主な使途

### 1. 介護職員処遇改善加算の主な使途

介護職員

- ① 基本給の増額
- ② 業務手当において増額
- ③ 処遇改善手当として支給

各事業所によって異なり、15,000円～30,000円を支給

### 2. 介護職員特定処遇改善加算の主な使途

介護職員

- ① 経験・技能のある介護職員

設定基準・・介護福祉士を取得後10年、当法人連続10年以上のものとする。

特定処遇改善手当として支給

各事業所によって異なり12,000～26,000円を支給

- ② その他の介護職員

経験・技能のある介護職員以外の介護職員

特定処遇改善として支給

各事業所によって異なり5,500円～10,000円を支給

- ③ その他の職種

- ① ②以外の職員

各事業所によって異なり2,000円～5,000円を支給

### 3. 介護職員等ベースアップ等支援加算

当加算は、介護職員以外の職種にも配分できるものとなっていますが、「加算総額の3分の2以上は、基本給または毎月決まって支払われる手当」として、賃金改善を行います。

令和5年度の所要額は下記の通りとなっております。

	処遇改善加算	特定処遇改善加算 (特定加算)	ベースアップ支援加算 (ベースアップ等加算)
令和5年度の加算額	24,921,840	7,475,080	4,744,310
賃金改善所要額	26,069,381	7,473,130	4,746,395

職場環境等要件に基づいて実施した取り組みについて（全体）

区分	内 容
入職促進に向けた取り組み	法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 他産業からの転職者、主婦層、中高年等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築 職業体験や地域凝視への参加や主催などによる職業魅力度向上の取組の実施
資質向上のキャリアアップに向けた支援	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を習得しようとするものに対する喀痰吸引、認知症ケア、中堅職員によるマネジメント研修支援等の受講支援等エルダーメンター制度導入
両立支援多様な働きからの推進	短時間勤務労働者等も受信可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
生産性向上のための業務改善の取組	5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・掃除・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施
いきがい・働き外の醸成	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤労環境やケア内容の改善 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施

令和 6 年度処遇改善及び特定処遇改善及びベースアップ支援加算見込額

支給項目：処遇改善・基本給の増額・業務手当・夜勤手当・処遇改善手当・賞与にて支給  
：特定処遇改善加算・特定処遇改善手当にて支給

：ベースアップ支援加算手当として支給

支給方法；令和6年度より3加算統一される為

処遇改善加算として支給する。

令和 6 年度の処遇改善加算の見込額：53,190,600 円

：